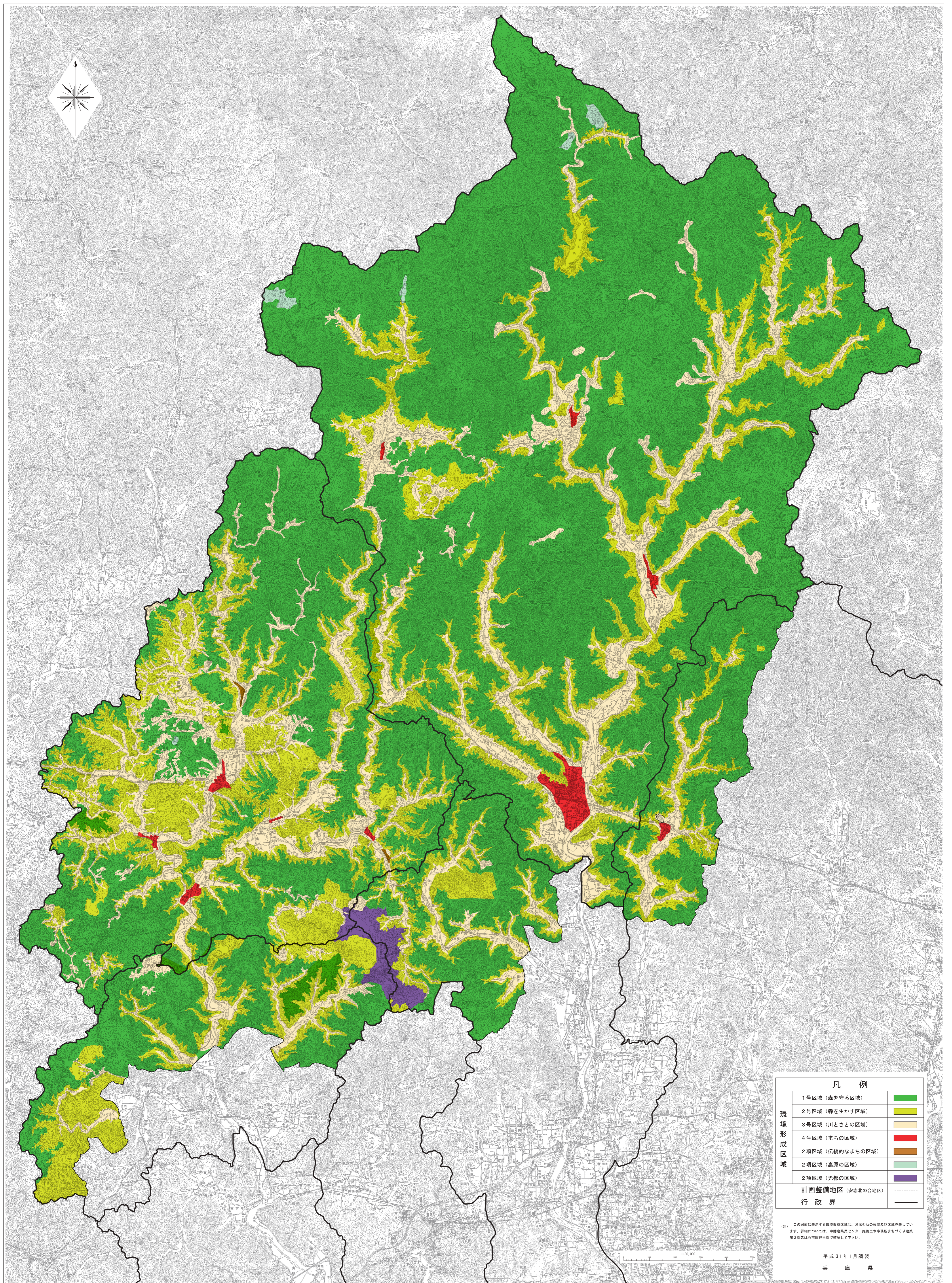


一緑豊かな地域環境の形成に関する条例—  
環境形成区域指定図



凡 例		
環境形成区域	1号区域（森を守る区域）	<span style="color: green;">■</span>
	2号区域（森を生かす区域）	<span style="color: yellow;">■</span>
	3号区域（川とさとの区域）	<span style="color: lightyellow;">■</span>
	4号区域（まちの区域）	<span style="color: red;">■</span>
	2項区域（伝統的なまちの区域）	<span style="color: brown;">■</span>
	2項区域（高層の区域）	<span style="color: lightgreen;">■</span>
	2項区域（光都の区域）	<span style="color: purple;">■</span>
	計画整備地区（安志北の台地区）	-----
	行政界	—————

（注）この図面に表示する環境形成区域は、おおよその位置及び区域を表しています。詳細については、中核市長センター総務土木事務所まちづくり建築第2課又は各市町村町当課で確認して下さい。

平成31年1月調製  
兵 庫 県

「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地形画像）を複製したものである。（承認番号 平〇〇第〇〇号）」